

音声による未病の見える化等に関する神奈川県とP S T株式会社との連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）とP S T株式会社（以下「乙」という。）は、地域の健康課題解決に向けて、音声バイオマーカー技術等の最先端科学技術力を用いた未病の見える化及び改善等について、連携・協力して実施するため、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、健康長寿社会の実現に向けて、甲と乙が緊密な相互連携により、音声バイオマーカー技術等の最先端科学技術力を用いた未病の見える化及び改善等の推進を図り、もって県民の健康寿命の延伸に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 音声による未病の見える化に関する情報発信等の取組
- (2) メンタルヘルス・ストレス領域の見える化と改善に関する取組
- (3) 認知機能領域の見える化と改善に関する取組
- (4) その他の取組に関する事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に規定する連携・協力事項の検討及び実施において知り得た相手方の秘密を協定の目的外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙から、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、その変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲乙協議の上、協定を終了させることができる。

（疑義等の処理）

第6条 協定に定めのない事項又は協定の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年5月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル905号室

P S T株式会社

代表取締役 大塚 寛